

第8章 緩和策・適応策の推進に向けた横断的取組

8-1. 施策体系(分野横断的な施策)

前項までに示した緩和策、適応策の双方に関連する取組を「横断的施策」と位置づけ、下表に示すとおり施策体系を定めました。

図表 8-1 施策体系(分野横断的な施策)

基本理念	取組の柱	基本施策
低炭素社会の実現 (第6章参照)	再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 ▶ 再生可能エネルギーの利用促進の仕組み・体制づくり
	省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素ライフスタイルの推進 ▶ 設備・機器や建築物の省エネルギー化の促進 ▶ 省エネルギー活動促進の仕組み・体制づくり
	低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 低炭素型の都市の形成 ▶ 自動車交通の低炭素化の促進 ▶ 将来を見据えたまちづくり ▶ 水素エネルギーの利用促進
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの減量化、資源化 ▶ ごみの適正な処理
	いきいきとした森林の再生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健全な森林の保全と育成 ▶ 森林や木材の利活用促進
気候変動への適応 (第7章参照)	気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動に強いまちづくり ▶ 適応策の推進に必要な基盤的対策
分野横断的な 施策の推進	環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 ▶ 人材育成と環境教育の推進

8-2. 横断的施策に係る取組

(1) 環境意識の向上

地球温暖化を防ぎ、あるいは適応し、持続可能な社会を形成していくためには、一人ひとりが環境を理解し、意識を変革するとともに、環境配慮に向けた行動を実践していく必要があります。

このため、地球温暖化に限らず、環境問題全般を分野横断的に捉え、多様な主体と連携しながら環境意識の向上に向けた情報発信や普及啓発を推進するとともに、これまで以上に人材の育成や環境教育の推進に取り組みます。

< 多様な主体と連携した情報発信や普及啓発の推進 >

47 地球温暖化対策地域協議会の活動支援

- 市民・事業者・行政と連携し、地球温暖化対策を中心として分野横断的な普及啓発活動や情報発信などに取り組む地域協議会の活動を支援します。

48 COOL CHOICE の推進

- 市ホームページ、広報紙等の多様な媒体を用いて、定期的な情報発信を行います。
- 公共交通機関への広告や SNS の活用など多様な情報発信ツールの活用を検討します。

49 関係機関等との連携

- 神奈川県地球温暖化防止活動推進センターや神奈川県気候変動適応センター等と連携し、地球温暖化対策に関する情報の収集・提供を行います。

< 人材育成と環境教育の推進 >

50 学校・地域・社会等、幅広い場における環境教育

- 持続可能な地域づくりのため、家庭・学校・職場等での環境教育・環境学習を推進します。
- 職場では、エコアクション 21 や ISO14001 等の環境認証システムの利用を促進します。
- 学校では、教育委員会と連携して「持続可能な開発のための教育(ESD)」の視点を取り入れた環境教育を推進するとともに、ESD の普及啓発を行います。

51 将来世代を見据えた環境教育

- 環境問題の解決に資する人材(未来を創る人材)や、多主体の相互理解・信頼醸成を行う調整役や推進役となる人材の育成を推進します。
- 生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムや、環境活動ごとの^{けん}牽引役を養成する講座などを提供します。
- 環境やエネルギーに関する各種試験や資格取得に向けた普及・啓発、情報提供を行います。